

その他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二十三条第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二・ホ 省略

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第百九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 省略

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

四 省略

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二十三条第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二・ホ 同上

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第百九十四条 同上

一・二 同上

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに特別障害者又はその他の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

四 同上

五 扶養親族の氏名並びに扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、控除対象配偶者又は扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

七 省 略

2 4 省 略

(従たる給与についての扶養控除等申告書)

第百九十五条 国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項（給与所得の金額）及び第百八十八条（給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算）の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年において、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者（以下この条において「従たる給与等の支払者」という。）を経由して、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一 省 略

二 控除対象配偶者又は控除対象扶養親族の氏名

三 控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

四 省 略

2 省 略

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による申告書を提出した居住者が、その年において提出した給与所得者の扶養控除等申告書に記載した前条第一項第六号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を第一項第三号に規定する控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として同項の規定による申告書に追加して記載する必要がある場合の申告その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 省 略

(給与所得者の保険料控除申告書)

第百九十六条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規

七 同 上

2 4 同 上

(従たる給与についての扶養控除等申告書)

第百九十五条 同 上

一 同 上

二 控除対象配偶者又は扶養親族の氏名

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について第百八十三条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名

四 同 上

2 同 上

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による申告書を提出した居住者が、その年において提出した給与所得者の扶養控除等申告書に記載した前条第一項第六号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族を第一項第三号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族として同項の規定による申告書に追加して記載する必要がある場合の申告その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 同 上

(給与所得者の保険料控除申告書)

第百九十六条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規

模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料又は地震保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 省略

三 その年中に支払った第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料の金額及び旧生命保険料の金額、同条第二項に規定する介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額につきこれらの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

四 省略

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支払った同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額若しくは地震保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 省略

（徴収税額）

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五（第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十）の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イハ 省略

模企業共済等掛金、生命保険料、個人年金保険料又は地震保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 同上

三 その年中に支払った第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額につきこれらの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

四 同上

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支払った同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する生命保険料の金額、個人年金保険料の金額若しくは地震保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 同上

（徴収税額）

第二百三条の三 同上

一 同上

イハ 同上

二 当該申告書に控除対象扶養親族がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万二千五百円とし、老人扶養親族については四万円とする。）にその控除対象扶養親族の数を乗じて計算した金額

ホ 当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、二万二千五百円（当該控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者又はその他の特別障害者がある旨の記載がある場合には、その同居特別障害者については六万二千五百円とし、その他の特別障害者については三万五千円とする。）にその障害者の数を乗じて計算した金額

二・三 省略

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第二百三条の五 国内において公的年金等（第三十五条第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・三 省略

四 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

六 省略

218 省略

（源泉徴収義務）

第二百七条 居住者に対し国内において次に掲げる契約その他政令で定める年金に係る契約に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得

二 当該申告書に扶養親族がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万二千五百円とし、老人扶養親族については四万円とする。）にその扶養親族の数を乗じて計算した金額

ホ 当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、二万二千五百円（当該控除対象配偶者又は扶養親族のうちに特別障害者がある旨の記載がある場合には、その特別障害者については三万五千円）にその障害者の数を乗じて計算した金額

二・三 同上

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第二百三条の五 同上

一・三 同上

四 扶養親族の氏名並びに扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに特別障害者又はその他の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

六 同上

218 同上

（源泉徴収義務）

第二百七条 同上

税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならぬ。

一 第七十六条第六項第一号から第四号まで（生命保険料控除）に掲げる契約
二・三 省 略

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 委託により商品先物取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項（定義）に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホからチまで及び第二号に掲げる取引を含む。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該商品先物取引又は外国商品市場取引の委託を受けた同法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者（以下この号及び第三号において「商品先物取引業者」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号及び第三号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引又は外国商品市場取引の委託の取次ぎにより当該商品先物取引業者に当該商品先物取引又は外国商品市場取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）

二 省 略

三 店頭商品デリバティブ取引（商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該

一 第七十六条第三項第一号から第四号まで（生命保険料控除）に掲げる契約
二・三 同 上

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第二百二十四条の五 同 上

一 委託により商品先物取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項第一号から第四号まで（定義）に掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限り。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた同法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者（以下この号において「商品先物取引業者」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品先物取引業者に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）

二 同 上

店頭商品デリバティブ取引の相手方である商品先物取引業者の営業所等の長（店頭商品デリバティブ取引の取次ぎにより当該商品先物取引業者が当該店頭商品デリバティブ取引をした場合にあっては、当該取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）

四 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条（定義）に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同法第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二十九条に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。第六号において「金融商品取引業者」という。）又は同法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託をした場合にあっては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

五 省 略

六 省 略

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引又は取得をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引又は取得の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡をいう。

一 商品先物取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引 当該商品先物取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引の決済（当該商品先物取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 当該市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（当該市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引法第二十四条に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 省 略

（支払調書及び支払通知書）

三 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条（定義）に規定する市場デリバティブ取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二十九条に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。第五号において「金融商品取引業者」という。）又は同法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引の委託をした場合にあっては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

四 同 上

五 同 上

2 同 上

一 商品先物取引 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引法第二十四条に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 同 上

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調査を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調査のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調査のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調査のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調査並びに第八号に規定する支払に関する調査のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）に基づく保険金その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

五 居住者又は内国法人に対し国内において損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。次号において同じ。）に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

六 生命保険契約、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

七 十三 省 略

第二百二十五条 同上

一 三 同 上

四 居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

五 居住者又は内国法人に対し国内において第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約又は第二百七条第三号（源泉徴収義務）に掲げる契約に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

六 生命保険契約又は損害保険契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

七 十三 同 上

2 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名株式等の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に（当該各号に規定する政令で定めるものが交付する場合には、四十五日以内）に、その支払を受ける者に交付しなければならぬ。

一・二 省 略

3・4 省 略

第二百三十八条 偽りその他不正の行為により、第二百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）（第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条（外国税額控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）若しくは第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた所得税の額又は同項の還付を受けた所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百三十九条 偽りその他不正の行為により、第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収されるべき所

2 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名株式等の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならぬ。

一・二 同 上

3・4 同 上

第二百三十八条 偽りその他不正の行為により、第二百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）（第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条（外国税額控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）につき所得税を免れ、又は第四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた所得税の額又は同項の還付を受けた所得税の額が五百万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百三十九条 偽りその他不正の行為により、第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収されるべき所

得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2| 前項の免れた所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は百万円を超えその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3| 省 略

- 4| 前項の免れた所得税の額が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百四十条 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三條（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第二百十條（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）、第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）又は第二百六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納付しなかつた所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 省 略

第二百四十一条 正当な理由がなくて第二百二十条第一項（確定所得申告）、第二百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第二百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定所得申告）（これらの規定を第六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

得税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 同 上

- 3| 前二項の免れた所得税の額が五十万円をこえるときは、情状により、これらの項の罰金は、五十万円をこえその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百四十条 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三條（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第二百十條（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）、第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）又は第二百六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納付しなかつた所得税の額が百万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、百万円をこえその納付しなかつた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 同 上

第二百四十一条 正当な理由がなくて第二百二十条第一項（確定所得申告）、第二百二十五条第一項（年の中途で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第二百二十七条第一項（年の中途で出国をする場合の確定所得申告）（これらの規定を第六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

一 十 省 略

第二百四十三条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に

関して第二百三十八条から前条まで（所得税を免れる等の罪・源泉徴収に係る所得税を納付しない罪・確定所得申告書を提出しない等の罪・偽りの記載をした予定納税額減額承認申請書を提出する等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項又は第二百四十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 省 略

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第八十五条、第八十六条、第八十九条関係）

表（一）～（八） 省 略

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。

（一）「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二）省 略

（備考）税額の求め方は、次のとおりである。

（一）給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

（1）～（3） 省 略

（4）（2）及び（3）の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

一 十 同 上

第二百四十三条 所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に

関して第二百三十八条から第二百四十二条まで（所得税を免れる等の罪・源泉徴収に係る所得税を納付しない罪・確定所得申告書を提出しない等の罪・偽りの記載をした予定納税額減額承認申請書を提出する等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二百三十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 同 上

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第八十五条、第八十六条、第八十九条関係）

表（一）～（八） 同 上

（注）同 上

（一）「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（二）同 上

（備考）同 上

（一）同 上

（1）～（3） 同 上

（4）（2）及び（3）の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告

書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第百八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 省 略

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

表（一）～（七） 省 略

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 省 略

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)～(3) 省 略

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第百八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 省 略

別表第四 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）
表 省 略

書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者１人につき１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 同 上

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

表（一）～（七） 同 上

(注) 同 上

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 同 上

(備考) 同 上

(一) 同 上

(1)～(3) 同 上

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者１人につき１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 同 上

別表第四 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）
表 同 上

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 省 略

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 省 略

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三)～(五) 省 略

(注) 同 上

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 同 上

(備考) 同 上

(一) 同 上

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三)～(五) 同 上

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条—第三条)

第二章 納税義務者(第四条)

第二章の二 連結納税義務者(第四条の二—第四条の五)

第二章の三 法人課税信託(第四条の六—第四条の八)

第三章 課税所得等の範囲等

第一節 課税所得等の範囲(第五条—第十条の二)

第二節 課税所得の範囲の変更等(第十条の三)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条—第十二条)

第五章 事業年度等(第十三条—第十五条の二)

第六章 納税地(第十六条—第二十条)

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準(第二十一条)

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)

第三款 益金の額の計算

第一目 受取配当等(第二十三条—第二十四条)

第二目 資産の評価益(第二十五条)

第三目 受贈益(第二十五条の二)

第四目 還付金等(第二十六条—第二十八条)

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条—第三十二条)

第二目 資産の評価損(第三十三条)

第三目 役員の給与等(第三十四条—第三十六条)

第四目 寄附金(第三十七条)

第五目 租税公課等(第三十八条—第四十一条)

第六目 圧縮記帳(第四十二条—第五十一条)

第七目 引当金(第五十二条—第五十三条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第二章の三 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 還付金等(第二十六条—第二十八条)

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第七目の二	新株予約権を対価とする費用等（第五十四条）
第七目の三	不正行為等に係る費用等（第五十五条・第五十六条）
第八目	繰越欠損金（第五十七条―第五十九条）
第九目	契約者配当等（第六十条・第六十一条の二）
第十目	特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第六十条の三）
第五款	利益の額又は損失の額の計算
第一目	短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）
第一目の二	有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二―第六十一条の四）
第二目	デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）
第三目	ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）
第四目	外貨建取引の換算等（第六十一条の八―第六十一条の十）
第五目	連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）
第六目	完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第六十一条の十三）
第六款	組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条―第六十二条の九）
第七款	収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）
第八款	リース取引（第六十四条の二）
第九款	法人課税信託に係る所得の金額の計算（第六十四条の三）
第十款	公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（第六十四条の四）
第十一款	各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）
第二節	税額の計算
第一款	税率（第六十六条・第六十七条）
第二款	税額控除（第六十八条―第七十条の二）
第三節	申告、納付及び還付等
第一款	中間申告（第七十一条―第七十三条）
第二款	確定申告（第七十四条―第七十五条の二）

第七目の二	同上
第七目の三	同上
第八目	同上
第九目	同上
第十目	同上
第五款	同上
第一目	同上
第一目の二	同上
第二目	同上
第三目	同上
第四目	同上
第五目	同上
第六目	分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益（第六十一条の十三）
第六款	同上
第七款	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上
第十一款	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三節	同上
第一款	同上
第二款	同上

第三款 納付（第七十六条・第七十七条）

第四款 還付（第七十八条―第八十条）

第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第八十一条）

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）

第二目 受取配当等（第八十一条の四）

第三目 外国税額（第八十一条の五）

第四目 寄附金（第八十一条の六）

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十）

一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四―第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九―第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六―第八十一条の二十八）

第五款 還付（第八十一条の二十九―第八十一条の三十二）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条―第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条―第九十条）

第三章 青色申告（第二百二十一条―第二百二十八条）

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第一章の二 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）

第七目 連結法人間取引の損益（第八十一条の十一）

第四款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 申告及び納付（第八十八条―第九十一条）

第三章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第四章 更正及び決定（第二百二十九条―第三百三十七条）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第三百三十八条―第四百十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百十一条・第四百十二条）

第二節 税額の計算（第四百十三条・第四百十四条）

第三節 申告、納付及び還付等（第四百十五条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第四百四十五条の二・第四百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第四百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第四百四十五条の五）

第四章 青色申告（第四百四十六条）

第五章 更正及び決定（第四百四十七条）

第四編 雑則（第四百四十八条―第四百五十八条）

第五編 罰則（第四百五十九条―第四百六十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―十二の五 省略

十二の六 現物分配法人 現物分配（法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行った法人をいう。

第一節 解散の場合の清算所得に対する法人税

第一款 課税標準及びその計算（第九十二条―第九十八条）

第二款 税額の計算（第九十九条―第一百一条）

第三款 申告、納付及び還付（第一百二条―第一百十條）

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第一百十一条―第一百十七條）

第二節 継続等の場合の課税の特例（第一百八条―第一百二十条）

第四章 青色申告（第二百一十一条―第二百二十八条）

第五章 更正及び決定（第二百二十九条―第三百三十七条）

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第四編 同上

第五編 罰則（第四百五十九条―第四百六十四条）

附則

（定義）

第二条 同上

一―十二の五 同上

十二の六 事後設立法人 事後設立（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）又は保険業法（平成七年法律第六十五号）第六十二条の二第一項第四号（事業の譲渡等）に掲げる行為に係る契約に基づき行われる資産又は負債の移転をいう。次号及び第十二号の十五に

イ 剰余金の配当（株式又は出資に係るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）

ロ 第二十四条第一項第三号から第六号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

十二の六の二 被現物分配法人 現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいう。

十二の六の三、十二の七の四 省略

十二の七の五 支配関係 「一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいう。

十二の七の六 完全支配関係 「一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

十二の七の七 連結完全支配関係 連結親法人と連結子法人との間の完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。）又は連結親法人との間に完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式（合併法人の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式（合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。）のいずれか一方の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当等（株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）として交付される金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が法人を設立する合併（

において同じ。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。

十二の六の二 被事後設立法人 事後設立により事後設立法人から資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。

十二の六の三、十二の七の四 同上

十二の七の五 連結完全支配関係 連結親法人と連結子法人との間の第四条の二に規定する完全支配関係又は当該連結親法人との間に当該完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式（合併法人の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式（合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。）のいずれか一方の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当等（株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。第十二号の十一において同じ。）として交付される金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が法人を設立する合併（

以下この号において「新設合併」という。）である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人」との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合にあっては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)・(2) 省略

ハ 省略

十二の九 分割型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産（分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。）のすべてが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当該分割

十二の十 分社型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産が分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（分割対価資産が交付されるものに限る。）

ロ 分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該分割

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあつては、当該株式が分割法人の株主等の有す

以下この号において「新設合併」という。）である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人」との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合にあっては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数（出資にあつては、金額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)・(2) 同上

ハ 同上

十二の九 分割型分割 分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産（次号及び第十二号の十一において「分割対価資産」という。）のすべてがその分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合の当該分割をいう。

十二の十 分社型分割 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割をいう。

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割（分割型分割にあつては分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。以下この号において同じ。）のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当等として交付される

る当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

イ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) 省略

ハ 省略

十二の十二・十二の十三 省略

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) 省略

ハ 省略

十二の十五 適格現物分配 内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるものに、分社型分割にあつては分割法人に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないものに限る。）をいう。

イ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) 同上

ハ 同上

十二の十二・十二の十三 同上

十二の十四 同上

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) 同上

ハ 同上

十二の十五 適格事後設立 事後設立のうち、事後設立法人が被事後設立法人の発行済株式等の全部を保有していることその他の政令で定める要件に該当するもの（外国法人に前号に規定する政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除く。）をいう。

十二の十六 適格株式交換 次のいずれかに該当する株式交換で株式交換完全子

法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全支配親法人株式（株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に對する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産及び株式交換に反對する当該株主に對するその買取請求に基づく對価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換

ロ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいづれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この号及び次号において「適格合併等」という。）に伴い当該直前の従業者の全部又は一部が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び次号において「合併法人等」という。）に引き継がれることが見込まれている場合には、当該直前の従業者のうち当該合併法人等に引き継がれるもの（(1)において「合併等引継従業者」という。）で当該株式交換後に当該株式交換完全子法人の業務に従事し、当該適格合併等後に当該合併法人等の業務に従事する者の数と当該直前の従業者のうち当該合併等引継従業者以外のもので当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。）。

- (2) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換前に営む主要な事業が当該株式交換完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当

十二の十六 同上

イ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換

ロ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式交換のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号及び次号において「適格組織再編成」という。）に伴い当該相当する数の者の全部又は一部が当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この号及び次号において「合併法人等」という。）に引き継がれることが見込まれている場合には、当該相当する数の者のうち当該合併法人等に引き継がれるもの（(1)において「合併等引継従業者」という。）が当該株式交換後に当該株式交換完全子法人の業務に従事し、当該適格組織再編成後に当該合併法人等の業務に従事することが見込まれ、かつ、当該相当する数の者のうち当該合併等引継従業者以外のものが当該株式交換完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。）。

- (2) 当該株式交換完全子法人の当該株式交換前に営む主要な事業が当該株式交換完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当